

大企業について特定の税額控除規定の不適用措置の見直し・延長

＜改正のポイント＞

1.趣旨・背景

「強い経済」に向けて、賃上げや設備投資に消極的な企業は、特定の税額控除について適用除外とし、挑戦する企業を重点的に支援する仕組みに改め、成長に向けたメリハリある制度へ転換する。

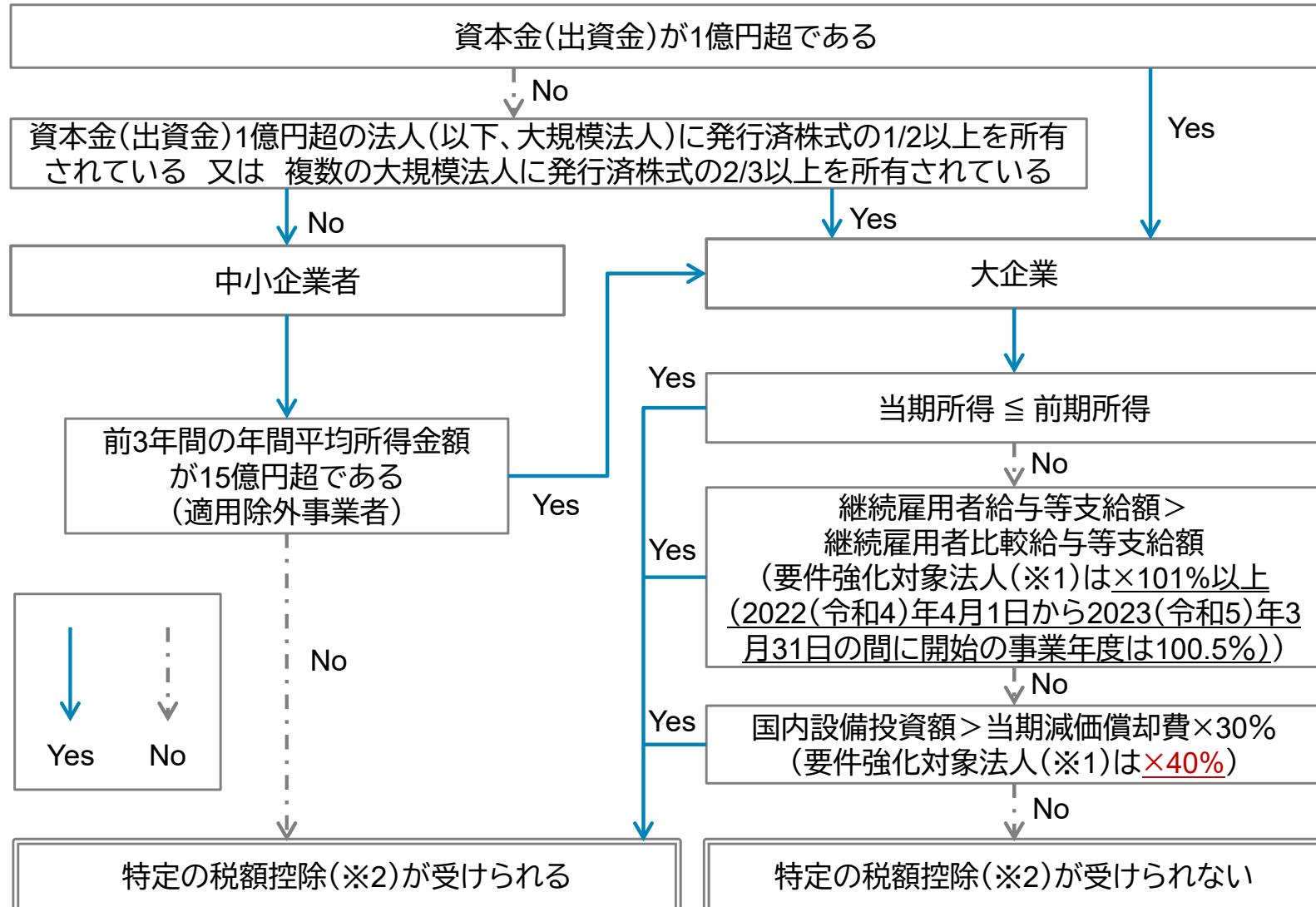
2.内容

改正前の制度概要は、以下のとおり。

項目	改正前の制度の概要	
	通常法人	要件強化対象法人
①対象法人	<ul style="list-style-type: none">・ 資本金の額等が1億円超であること・ 資本金の額等が1億円超の法人(大規模法人)に発行済株式の1/2以上を保有されている又は発行済株式の2/3以上を複数の大規模法人に所有している	(左記と併せて、A)とB)いずれかに該当) A) 次の一. と二. のいずれにも該当する法人 <ul style="list-style-type: none">一. 資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上二. 前事業年度の所得金額 > 零 B) 次の一. と二. のいずれにも該当する法人 <ul style="list-style-type: none">一. 常時使用する従業員の数が2,000人超二. 前事業年度の所得金額 > 零
②要件	a. 当期所得 ≤ 前期所得	
	b. 繼続雇用者給与等支給額 > 繼続雇用者比較給与等支給額	b. 繼続雇用者給与等支給額 ≥ 繼続雇用者比較給与等支給×101%(2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日の間に開始する事業年度は100.5%)とする。
	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の30%	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の40%
③制限対象	<ul style="list-style-type: none">・ 研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型)・ 地域未来投資促進税制・ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	5G投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は2025(令和7)年3月31日に廃止
④期間	<ul style="list-style-type: none">・ 2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。	

<改正のポイント>

改正前の制度の要件フローチャート(概要)



(※1)要件強化対象法人とは、以下の① or ②の要件に該当する法人のことを指すものとする。

①資本金の額等≥10億円 and 常時使用する従業員の数≥1,000人 and 前事業年度の所得金額 > 零

②常時使用する従業員の数>2,000人 and 前事業年度の所得金額 > 零

(※2)特定の税額控除とは、「研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型)、地域未来促進税制、5G投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」の5つを指す。

＜改正のポイント＞

改正後の制度の変更点は以下のとおりである。

項目	改正後の制度の概要	
	通常法人	要件強化対象法人
①対象法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額等が1億円超であること ・ 資本金の額等が1億円超の法人(大規模法人)に発行済株式の1/2以上を保有されている又は発行済株式の2/3以上を複数の大規模法人に所有している 	<p>(左記と併せて、A)とB)いずれかに該当)</p> <p>A) 次の一.と二.のいずれにも該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 一. 資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上 二. 前事業年度の所得金額 > 零 <p>B) 次の一.と二.のいずれにも該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 一. 常時使用する従業員の数が2,000人超 二. 前事業年度の所得金額 > 零
②要件	a. 当期所得 \leq 前期所得	
	b. <u>継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給 $\times 101\%$</u>	b. 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給 $\times 102\%$
	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の30%	c. 国内設備投資額 > 当期減価償却費の40%
③制限対象	<p>研究開発税制は、上記②要件のb.およびc.のいずれか満たしていれば不適用措置なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型、<u>戦略技術領域型(繰越税額控除制度を除く)</u>) 	
	<p><u>設備投資減税(注)は、上記②要件のb.およびc.のいずれも満たさなければ税額控除規定の不適用措置あり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>特定生産性向上設備等投資促進税制(繰越税額控除制度を除く)</u> 地域未来投資促進税制 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 	

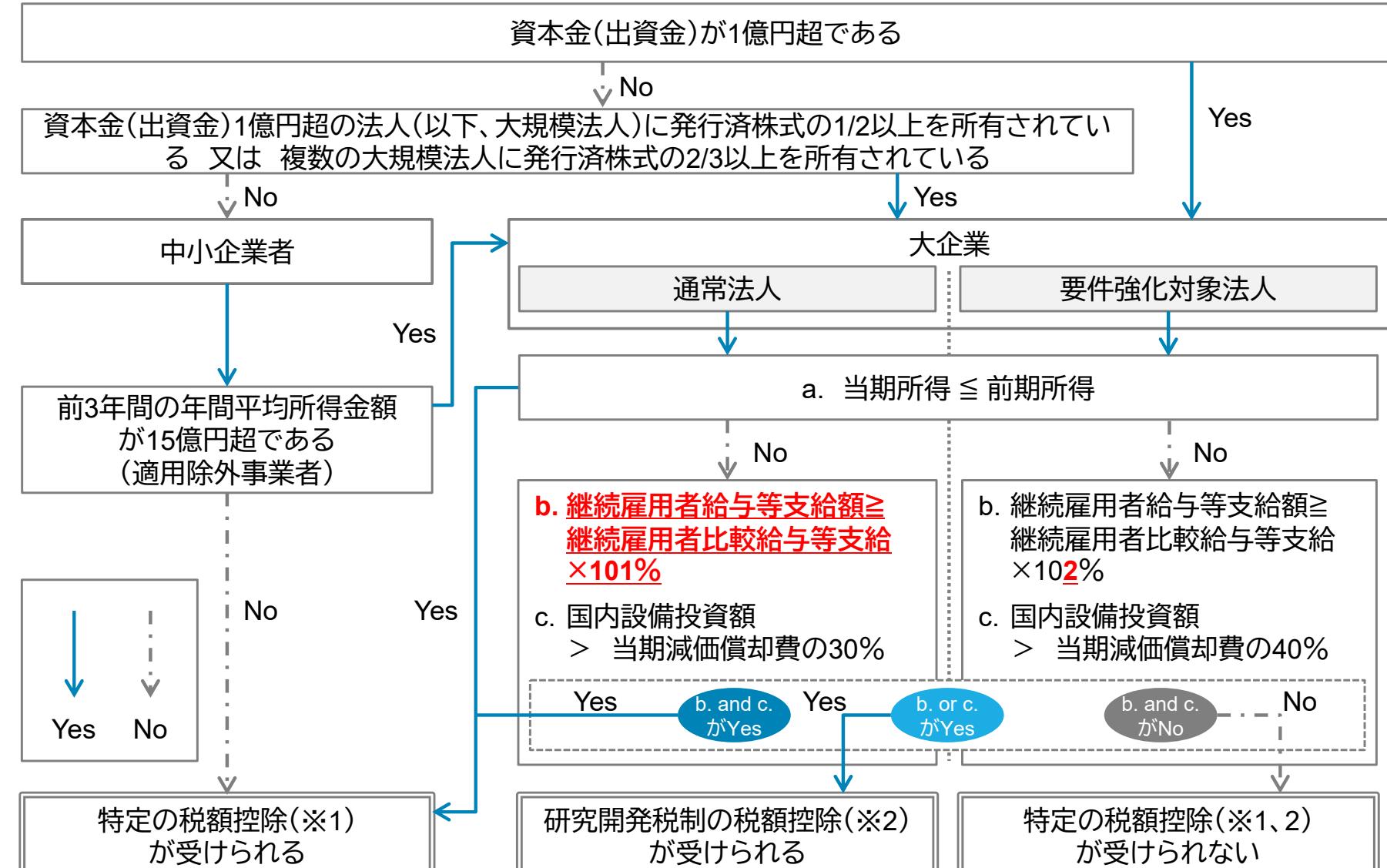
(注)

戦略分野国内生産促進税制についても、改正後は賃上げ要件の強化、賃上げ要件と国内設備投資要件の両方の充足を求める要件に変更される。

(改正前) ②要件のb.継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給 $\times 101\%$ → (改正後) ②要件のb.継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給 $\times 102\%$

(改正前) 上記②要件のb.およびc.のいずれか満たしていれば不適用措置なし。 → (改正後) 上記②要件のb.およびc.のいずれも満たさなければ税額控除規定の不適用措置あり。

＜改正のポイント＞



(※1)特定の税額控除とは、「研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型、**戦略技術領域型(継続税額控除制度を除く)**)」、「**特定生産性向上設備等投資促進税制(継続税額控除制度を除く)**」、「地域未来投資促進税制」、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」を指す。

(※2)研究開発税制の税額控除は、「研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型、**戦略技術領域型(継続税額控除制度を除く)**)」を指す。すなわち、上記フローチャートのb.またはc.のいずれかしか要件を満たさない場合には、設備投資減税について不適用措置あり。

<改正のポイント>

3.適用時期

2年間の延長が予定されている。

項目	改正前の制度の概要	改正後の制度の概要
④期間	<ul style="list-style-type: none">2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。	<ul style="list-style-type: none">2024(令和6)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

4.影響

大企業においては、賃上げ要件が強化され、設備投資減税については賃上げ要件と国内設備投資要件の両方を満たさなければ税額控除が受けられなくなる。

5.対応策

今後、特定の税額控除規定の適用を予定している場合は、強化された賃上げ・設備投資要件を十分に確認し、要件充足に向けた計画的な対応が必要となる。